

議会運営委員会

令和 3 年 6 月 2 2 日（火）

午前 9 時 5 8 分開 会

○仲委員長 おはようございます。

ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

本日の会議は、令和 3 年第 2 回尾鷲市議会定例会の提出議案についてと、会期及び議事日程について等でございます。

まず初めに、市長から御挨拶をお願いします。

○加藤市長 おはようございます。

本日は、令和 3 年第 2 回定例会のための議会運営委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本定例会に上程いたします議案につきましては、議案第 4 2 号、市長の給与等に関する条例の特例を定める条例の一部改正について、議案第 4 3 号、尾鷲市手数料徴収条例の一部改正について、議案第 4 4 号、令和 3 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 4 号）の議決についての条例の一部改正が 2 件と予算関係が 1 件の 3 議案であります。

これら提出議案の詳細につきまして、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

なお、6 5 歳未満の方々のワクチン接種のスケジュールにつきましては、この後の全員協議会において、御報告申し上げさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○仲委員長 ありがとうございます。

それでは、事項書に基づきまして議事を進めてまいります。

提出議案について、総務課、説明願います。

○竹平総務課長 それでは、令和 3 年第 2 回尾鷲市議会定例会への提出議案について御説明をさせていただきます。

通知をさせていただきます。議案書の 1 ページを御覧ください。

議案第 4 2 号、市長の給与等に関する条例の特例を定める条例の一部改正についてにつきましては、市税収入の減少など、本市の厳しい財政状況を鑑み、市長の給

料及び期末手当の20%の減額を、令和3年7月26日以降も、引き続き任期満了まで行うため、第2条中、平成30年4月1日から令和3年7月25日とあるものを、令和3年7月26日から令和7年7月25日に改めるものでございます。

次に、議案第43号をお願いします。

尾鷲市手数料徴収条例の一部改正についてにつきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、令和3年9月1日に施行されることに伴い、地方公共団体情報システム機構が個人番号を発行する主体となり、手数料の額を定めるなど、市町村が機構からの委託を受けて再交付手数料を徴収することになったことから、関係条文を削除し、条例の一部を改正するものでございます。

次に、5ページ、議案第44号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決についてにつきましては、お手元に配付の一般会計補正予算（第4号）主要事項説明の1ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

今回提出の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で2,211万2,000円を追加し、予算総額を97億9,252万5,000円とするものでございます。

まず、歳入について御説明いたします。2ページをお願いします。

14款国庫支出金389万8,000円の増額は個人番号カードの取得促進のために交付される個人番号カード交付事務費補助金132万3,000円の増額及び小中学校における新型コロナウイルス感染症対策に対する学校保健特別対策事業費補助金257万5,000円の追加でございます。

次に、15款県支出金3万2,000円の増額は、南三重地域就労対策協議会負担金に対して、南部地域活性化基金事業費補助金の増額でございます。

16款財産収入528万2,000円の増額は、新田税務署職員住宅敷地の売却に伴う土地建物売払収入でございます。

20款諸収入1,290万の増額は、尾鷲地区コミュニティバス購入事業等のコミュニティ助成事業が採択されたことに伴う一般コミュニティ助成事業助成金等の追加でございます。

次に、歳出について御説明をいたします。3ページを御覧ください。

各款別の補正額は、一覧表に記載のとおりでございます。このうち主なものについて、4ページで御説明をさせていただきます。

総務費、財産管理費、基金積立金460万3,000円の追加は、本補正に伴う

財政調整基金積立金でございます。

企画費は、尾鷲地区コミュニティバス1台を購入するための費用で、備品購入費462万7,000円が主なものでございます。

防災費は、早田地区が実施する防災資機材の整備に対する地域防災組織育成助成事業補助金200万円の追加です。

コミュニティセンター費は、市内3地区に対する一般コミュニティ助成事業補助金630万円の追加です。

戸籍住民基本台帳費は、個人番号カードの取得促進に係る会計年度任用職員1名の雇用に係る人件費86万2,000円の追加が主なものでございます。

次に、商工費200万円の減額は、おわせ港まつりの開催中止に伴う補助金の減額でございます。

次に、教育費では、小学校学校管理費及び中学校学校管理費では、いずれもコロナ禍における教職員のオンライン研修等に対応するためのウェブカメラ等の購入費及び感知式体温計、消毒液等の感染症対策消耗品費の購入費が主なものでございます。

5ページ、債務負担行為補正の追加は、住民基本台帳ネットワーク機器借上料として、個人番号カードの取得促進に係る機器の借り上げで、期間及び限度額は記載のとおりとなっております。

補正予算の説明は以上でございます。

以上で提出議案等の説明とさせていただきます。

○仲委員長　ありがとうございます。

提出議案についての説明は以上でございますが、何か提出議案について、質問等ありましたら、御意見下さい。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長　なしということで。

続きまして、2番目の会期及び議事日程について、事務局。

○高芝議会事務局長　それでは、次に、事項書2番、会期及び議事日程（案）について説明させていただきます。

会期は、6月29日火曜日から7月13日火曜日までの15日間でございます。会議はいずれも午前10時開会とさせていただきます。

6月29日に本会議を開会していただきまして、会議録署名議員の指名、会期決定の後、議案上程、提案説明、審議留保、これは、先ほど執行部から説明がござい

ました議案第42号、市長の給与等に関する条例の特例を定める条例の一部改正についてから議案第44号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決についてまでの計3議案についてでございます。

翌6月30日水曜日から7月2日金曜日までは議案調査、3日、4日は土日のため休会となります。5日月曜日午前10時より本会議を再開していただきまして、6月29日に上程、提案されております議案に対する質疑の後、所管の常任委員会に付託していただき、その後、一般質問に入っていただきます。

8日木曜日、9日金曜日は行政常任委員会を開催していただき、付託議案及び所管事項の審査を行っていただきます。

12日月曜日は予備日とし、13日火曜日午前10時から本会議を再開していただき、付託議案の委員会における審査結果等の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行い、閉会となる予定でございます。

なお、議事日程のほうには記載しておりませんが、今回は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため書面で開催されました東海市議会議長会定期総会並びに全国市議会議長会定期総会におきまして、永年勤続表彰として、村田幸隆議員が勤続30年以上の特別表彰を受けられました。

また、全国市議会議長会定期総会のほうにおきましては、全国市議会議長会の産業経済委員会委員のほうを務められました濱中佳芳子議員及び村田幸隆議員に感謝状が授与されました。

つきましては、その表彰、感謝状の伝達のほうを本定例会初日となります6月29日火曜日の冒頭に行う予定とさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長、続けて、事項書3番から5番まで、各通告書について説明させていただきます。よろしいでしょうか。

○仲委員長　　どうぞ。

○高芝議会事務局長　　それでは、続けて、各発言通告書の提出期限でございますが、まず、事項書3番、一般質問発言通告書提出期限及び事項書4番、議案質疑発言通告書提出期限につきましては、開会日翌日の6月30日水曜日の午前11時までとさせていただきます。

なお、この6月30日水曜日には、午前11時から、一般質問の順番を議長室において抽せんしていただく予定でございます。

次に、事項書5番、討論発言通告書提出期限につきましては、7月12日月曜日

の午前11時までとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、ただいま議案付託表（案）のほうを通知させていただきましたので、御確認いただきますようよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

- 仲委員長 以上が会期及び議事日程（案）について等でございますが、何か御意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 仲委員長 ないようですので、これで決定いたします。

それでは、6番のその他。

- 高芝議会事務局長 それでは、報告のほうを2点ございますので、報告させていただきます。

まず、会派結成届についてでございます。

本日時点でお届けいただいている会派の一覧のほうをただいま通知させていただきましたので、参考に御覧いただきたいと思います。

次に、本定例会の初日であります29日火曜日午前9時30分から、市役所玄関前において、集合写真の撮影を予定させていただきます。

なお、天候が悪い場合は、議長と相談の上、本定例会最終日7月13日火曜日の9時30分からに変更させていただく場合がございますので、その際はよろしくお願いいたします。

報告は以上でございます。

- 仲委員長 以上が、今回、本日の議会運営委員会の議事でございますが、そのほかございませんか。

- 西川委員 議会における番号制度についてなんですけど、県議会でも国会でも、番号の指名はされていないのが現状です。尾鷲市議会においては、なぜこの番号制度を用いられるんでしょうか。

議員は挙手で発言をして、議長及び委員長に、氏名で発言の許可を出すのが一般だと思いますが、番号での指名の意味とメリットとは何でしょうか。

- 三鬼議長 議席番号なんですけど、我々議員10名は唯一本会議場で発言ができる権限を持っております。そういったことから議論ができる席ということで我々の席がございます。それが大事なことが1点と、そのために10人の中で1番から10番までという議席の番号がつくということです。

あと1点は、本会議においては、議事録を取っておりますが、これは全文字、一

文字全て取っておりますので、議事録の確認のために、何番何々議員、それから、発言のとき何番何々というのをしたいと思います。

ちなみに県のほうも調べてみましたが、本会議における一番最初のときだけ、番号を言って、議員も番号を言って、いわゆる質疑、一般質問の発言を許可されておるといことがありますので、その2回目以降は、議席番号を県も言わないそうです。調べたところ。

ですので、我々のところでは議長と手を挙げたとき、何番何々議員と、2回目以降も言っていますけど、慣例で言っていますけど、それは、2回目以降は何々議員というだけでも構わないようですので、そういったことを含めて、委員会あるいはこの議会運営委員会は要点筆記で構いませんけど、本会議においては一字一句を議事録に取るということから、確認のために、議席に座っている議員の何番何々議員という確認をするという意味合いが強いようでございます。

確実にどうこうということは書いていませんけど、そのために、何番何々議員、それから本人も何番何々議員と、その1時間、本会議における発言権を得る。それで、議事録の確認ということによっておりますので。その2回以降を、番号するかどうかというのについては、議会運営委員会で議論していただいたらいいのではないかなと思っています。

○仲委員長　ただいま議事録、議員番号制度の質問がありまして、議長から議事録の確認のために必要であるという、これまでの慣習もございしますが、現在のところ番号で支障がないという状況であれば、また、今のとおりで別段問題はないと思うんですけど、今後問題があるようでしたら、また、議論をさせていただいたらと思うんですけども。

○小川副議長　私もそのことを前、気になりまして、きちっと調べました。すると、これ、国会から議席番号というのは始まりまして、大きな議会ですと名前の、例えば佐藤さんが5人も6人もおる。それを確認のために番号で呼ぶようになったそうです。これだけ人数が減ってきたら、やっぱり番号制をなくしている議会もあるみたいですので、今後検討していったほうがいいんじゃないかと思うんですけど、その点はどうなんでしょう。

議長の裁量に任せてもいいということで、行ってもいいとは思いますが、どうでしょうか。

○仲委員長　このような意見があります。

どうぞ、西川委員。

○西川委員 小川副議長の意見に賛成です。

○濱中委員 前期までは、やはり同姓の議員さんがいらっしゃいましたから、そこはやはり番号が必要かなというのは思っておりました。今回たまたま同姓の議員さん、誰もいらっしゃらないということがありますので、それでもいいのかなと思いますけれども、今後、また、尾鷲市内では同じ名前の方がたくさんいますから、その期によってやはり同姓の方がいらっしゃる場合の確認の部分も必要だと思いますので、流動的な扱いも必要なのかなという気はします。今回は大丈夫なのかなと思いますけど。

○仲委員長 ほかに意見、ございませんか。

○三鬼議長 議会運営委員会で確認をしてほしいと思います。

今、副議長が言われたように、濱中委員も言われておりましたように、同姓がないから、もう省略してするのか、それとも、県議会は最初の議事録の確認だけ番号を言って、その後はもう番号は言わないという形です。

ところがうちにおいては全て最後まで議長のほうから、何番何々議員というような発言を許可しておるんですけど、そういったことも、うちのこれまでの慣習、関連も含めて、どう方向性をしていくのかというぐらひは、ちょっとこの辺で決めていただいたらなと思いますけどね。

○仲委員長 よろしいですか、ほかに意見、ございませんか。

○村田副委員長 皆さんの意見を聞いておったんですけども、これ、別にどっちになっても支障がないと思うんですけども、しかし、それにこだわる人はいないと思うんですけども、ですから、議長と議運の委員長で御相談をしていただいて、お決めいただければと思いますので、その辺の取扱い、よろしく願いいたします。

○仲委員長 ただいま議長と議運の委員長等で協議を進めるという中で決めるということではよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 よろしいですか。

以上で、全ての議会運営委員会、議題が終了しましたので、議会運営委員会を閉じます。

(午前10時16分 閉会)